

## 2 市の専門機関

2

### 1 療育センター(総合／東部／西部)



市の専門機関

各療育センターには、障害児の診察・リハビリテーションを行う「診療所」、通園による療育や親子教室等を行う「児童発達支援センター」、子どもの障害に関する相談対応や障害児支援利用計画の作成を行う「相談支援事業所」の機能があります。施設と連絡先の一覧は、P.32をご確認ください。

#### 診療所

各療育センターの診療所では、主に小学校低学年までの知的・発達障害児、18歳未満の肢体不自由児及び小学校就学前の難聴児\*を対象として、専門の医師による診察、心理士による発達検査、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるリハビリテーション及びケースワーカーによる相談を行っています。

\*難聴児の診療は総合療育センターのみで行っています。

#### 児童発達支援センター

※ P.14-① 障害児通所支援サービスの説明もご覧ください。

##### <未就学児対象>

- ・まるやま学園(総合療育センター)
- ・ひまわり学園(東部療育センター)
- ・のぼら学園(西部療育センター)

小学校入学前の子どもを対象に、通園による集団生活を通じて、自主的に生活する力や基本的な生活習慣・社会性を身につけられるように支援します。

##### <高校生年齢対象>

- ・あけぼの学園(総合療育センター)

中学校を卒業した15歳～18歳の知的・発達障害児を対象に、主に作業訓練や生活訓練を通じて将来の自立や社会参加に向けた支援をします。

#### 障害児相談支援事業所

主に療育センター内の児童発達支援センターを利用する子どもの障害児支援利用計画を作成するほか、子どもの障害に関する相談などに応じます。

## 2 こども家庭センター(児童相談所)



児童福祉法に基づく児童相談所として神戸市が設置する行政機関です。子どもや家庭に関する相談について、児童福祉司、児童心理司、医師などの専門職が対応します。連絡先は、P.32をご確認ください。

### 相談

電話や来所による相談(養護・非行・障害・育成)に応じ、必要な助言や他機関の紹介を行います。

養護相談	保護者のいない児童、虐待されている児童のほか、環境上養護を要する児童で家庭養育が困難な児童に関する相談
非行相談	盗み、粗暴、家出、薬物乱用等の問題行為又は触法及びそのおそれのある行為のあった児童に関する相談
障害相談	心身に障害のある児童の療育相談、療育手帳の判定、必要な方への心理検査・医学的診断及び施設入所等の福祉措置などの相談
育成相談	児童の性格、適性、しつけ及び不登校や家庭内暴力、性格・行動等の問題を持つ児童に関する相談

### 一時保護

子どもを養育する人がいない場合などに、一時的に子どもの保護を行います。子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握し、養護の必要とする子どもや非行の子ども、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るために行われます。

一時保護期間中に、児童の精神的な安定を図るとともに、家庭環境等の社会調査や家族関係の調整等を行い、子どもと保護者の意向を踏まえながら援助を実施しています。

### 里親制度

里親制度は、児童相談所が要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童)の養育を委託する制度です。里親制度の広報啓発等による里親の新規開拓から、里親としての登録、児童と里親のマッチング、里親に対する訪問支援等による自立支援まで、里親に関する一貫した支援を行っています。